

指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕 大月富士見苑 施設入所指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕（以下「施設」という。）における入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程における透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象となる者

入所の対象となる者は、要介護3以上と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な者とする。ただし、要介護1又は2の者のうち、次に掲げるいずれかの場合で、施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、介護保険の保険者（以下「保険者」という。）の適切な関与の下、入所判定会議を経て、特例的に入所（以下、「特例入所」という）を認める。

【特例入所の要件】

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所の申込み

（1）申込方法

入所の申込みは、指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕入所申込書により、本人又は家族等から施設に対して行う。

（2）添付資料

施設への申込みに当たっては、介護保険被保険者証（写）を添付した上で行う。

（3）受付簿の管理

施設が入所申込書（特例入所を含む）を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。

（4）特例入所について

特例入所の要件に該当する場合は、施設から保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が、特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたり、適宜その意見を求める。

4 入所順位

入所の順位は、申し込み順とする。ただし、2人、4人部屋については、当該部屋の入所者の性別を考慮する。また、優先入所申込者が優先入所に該当した場合は、最優先順位とする。

5 入所判定会議

- (1) 施設は、入所の判定に係る事務を行うため、入所判定会議を行う。
- (2) 入所判定会議は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等が参加して行う。
なお、必要に応じ、施設職員以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）の参加を求める。
- (3) 施設は入所判定会議において特例入所対象者の判定を行うとき、入所の必要性の高さを判断するため、保険者に対して適宜意見を求める。また保険者は施設に対し適宜意見を表明することができる。
- (4) 入所判定会議は、施設長が招集し、適宜開催する。
- (5) 入所判定会議は、入所予定者（優先入所申込者、特例入所対象を含む）について、事前調査の内容や健康診査証明書の内容等を基に入所の可否を総合的に判定する。
- (6) 施設は、入所判定会議を開催したときは、その検討の内容及び結果を記録し、これを5年間保存する。
- (7) 施設は、保険者等から求めがあったときは、上記の記録を提出する。
- (8) 施設は、入所判定の結果、特例入所対象者の入所が決定したときは、保険者に報告を行う。

6 特別な事由による入所

次に掲げるいずれかの場合は、施設長は、入所判定会議の協議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該会議で報告する。

- (1) 災害又は事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所判定会議を開催する余裕がない場合
- (2) 老人福祉法に規定する措置委託を行う場合

7 その他の取扱い

(1) 辞退者の取扱い

入所に際して入所意思の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、その申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留する。また、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、改めて施設利用が必要となるまでの間、受付簿から除外することができる。

8 適正運用

- (1) 施設の職員及び施設職員以外の第三者は、入所判定会議で知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報等を他に漏らしてはならない。

附 則

本指針は、平成29年2月1日から施行する。

本指針は、平成29年3月1日から施行する。